

地区研修会開催運用内規

制 定：2010年 11月 23日
最近改正：2013年 4月 1日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）に所属する会員の心理臨床にかかわる技能と資質を向上するために全国各地（北海道、東北、関東、甲信越・北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）別に、地区に即応した観点から教育・研修委員会と、当該地区在住理事、当該地区在住全国区代議員、当該地区代議員の連携の下に運営される研修会（これを「地区研修会」という。）を適正に行なうためにこの内規を定める。

第2条 本研修会は次の事項を満たす場合、本学会の認証する地区研修会（以下「研修会」という。）として、これを認知する。

- (1) 研修会は教育・研修委員会と当該地区役員の連携の下に開催されなければならない。
- (2) 研修会は主として本学会員のために開催され、会員に等しくその開催内容を周知させる必要がある。ただし、参加希望者多数の場合は、当該地区会員を優先する。
- (3) 研修会の募集、申込手続きは本会事務局が担当する。
- (4) 企画（地域・テーマ）内容、運営、収支等は全て本会が最終責任者となる。

第3条 研修会開催の案内は、ニューズレターとホームページを原則とするが、時間的に緊急を要する場合や地区の事情により個別発送によることもある。

第4条 研修会の運営費に関する基準は原則として以下による。

- (1) 参加費は1日1人3,000円以上15,000円を限度として徴収する。ただし宿泊費等を必要とする場合は別途会計としてこの限りではない。
- (2) 講師の謝金は1時間10,000円以上30,000円を限度として支給するものとする。ただし、講師が非会員の場合には、この限りではない。

第5条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長がこれを行なう。

附 則

- 1 この内規は2010年 11月 23日より発効する。

附 則

- 1 この内規は2013年 4月 1日より発効する。